

ラオス政府による研究開発を含む知的財産に関する各種優遇・支援制度



Tilleke & Gibbins International Ltd.

大竹徳成
(日本国弁理士)

Tilleke & Gibbins international Ltd. (以下、Tilleke & Gibbins) は、1890年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ビエンチャンおよびヤンゴンにオフィスを有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。大竹氏は、2015年にTilleke & Gibbinsに加入し、バンコクにおいて、主に、明細書作成、特許権・意匠権の取得・活用、調査業務に従事する。

■概要

ラオス人民民主共和国(以下、「ラオス」という。)には、国内外からの投資を促進するための制度があり、その中には、知的財産と関連が深いと考えられる研究開発に関する税制上の優遇制度も存在する。また、中小企業に対する知財活用を促進する法律もあり、これらについて紹介する。

なお、ラオス政府による知的財産に関する各種優遇・支援制度として、現状では、日本などにおいてみられる出願手数料等の減免や、補助金の支給といった制度はない。

■詳細

1. 2016年改正投資奨励法における税制上の優遇措置

2016年投資奨励法は、日本の投資家も含む国内外の投資家に対する税制上の優遇措置を定めており、その内容について、以下に紹介する。

(1)奨励分野

政府は、国家の治安や持続性に影響がある場合、環境への悪影響が大きい場合、住民の健康や国家の文化への懸念がある場合を除き、あらゆるセクター、活動、地域への投資を奨励している(同法第4条)。

その中でも特に重視するセクターとして以下の9つの分野を規定しており(同法第9条)、その中には、1番目のセクターに「研究開発」も含まれている。

1. 高度・最先端技術の活用、科学技術の研究、研究開発、革新技術の活用、環境技術の活用、天然資源およびエネルギーの効果的な利用
2. クリーンな農業、無農薬、植物育種、畜産改良、産業栽培、森林開発、環境および生物多様性の保護、農村開発および貧困削減を促進する事業
3. 環境に優しい農産物加工業、国家の伝統的・独特な手工芸品加工業
4. 環境に優しく持続的な自然・文化・歴史観光産業の開発
5. 教育、スポーツ、人材開発・技能開発、職業訓練機構または職業訓練センター、教育・スポーツ用品の製造
6. 最先端の医療施設の建設、医薬品・医療機器の製造工場、伝統的医薬品の製造・伝統的医薬品による治療
7. 都市交通の渋滞緩和用・居住施設用の公共社会基盤への投資、当該公共社会基盤によるサービス提供、および当該公共社会基盤の開発
8. 銀行を殆ど利用することがない国民およびコミュニティの貧困解決に着目した政策銀行およびマイクロファイナンス機関
9. 国産品・世界的ブランドの販売促進のための近代的商業地、展示場、国内工業製品・国内手工芸品・国内農産物のための見本市

ただし、上記セクター向けに特別に定められた優遇措置を受けるには、12 億キープ（約 15 万ドル）以上の投資総額、30 人以上のラオス人技術者の雇用、もしくは、ラオス人労働者 50 名を 1 年以上雇用する必要がある（同法第 9 条）。

中小規模の事業で上記の条件を満たす場合には本法および他の関係法の規定に従い奨励優遇を受けることができる（同法第 9 条）。

(2)優遇内容

2016 年改正投資奨励法では、ラオス全土を以下の 3 つのゾーンに分け（同法第 10 条）、ゾーン別の法人税に関する優遇措置を規定している（同法第 11 条）。

- ゾーン 1：貧困地域、投資に対する社会経済基盤の利便性が低い遠隔地
- ゾーン 2：投資に対する社会経済基盤の利便性が高い地域
- ゾーン 3：特別経済区

ゾーンに応じた法人税上の優遇内容は以下のとおりである。

- ゾーン1：10年間の免除。奨励分野2、3、5、6に記載された投資に対して5年間の免除期間が追加される。
- ゾーン2：4年間の免除。奨励分野2、3、5、6に記載された投資に対して3年間の免除期間が追加される。免除期間は事業収益が発生した年から始まる。
- ゾーン3：特別経済区に関する特別規則に従う。

上記に加えて、投資家は次の関税および付加価値税上の優遇措置を受けることができる（同法第12条）。

1. ラオスで調達・生産できない、固定資産として登録される物品・設備、および、生産用に直接使用される機械・車両について、関税の免税および付加価値税を0%課税とする。化石燃料、天然ガス、潤滑油、管理車両、その他の物品などは関連法規に従う。
2. 機械／自動車の一時的輸入は関税法に従う。
3. 輸出用生産に使用される原材料・設備・部品について、輸入時の関税は徴収されず、輸出時の関税が免除され、付加価値税は0%課税とする。
4. 輸出用完成品・半製品を生産するための天然資源ではない国内原材料の使用について、付加価値税を0%課税とする。

(3)申請方法

上記優遇措置を希望する投資家は、中央もしくはは県レベルの投資ワンストップサービス室へと投資申請を提出する必要がある。提出された申請は、投資ワンストップサービス室から投資奨励管理委員会へと申請され、投資奨励管理委員会により審査が行われる（同法第36条）。

2. 中小企業に対する知財活用の促進措置

ラオスでは、中小企業が大多数である。しかしながら、中小企業の多くは登記されておらず、銀行口座を通常有していない。現在、国家の課題として、税金を徴収するための中小企業の利益や歳入の記録を追跡することは困難である。さらに、天然資源にかなり依拠する国家において中小企業が発展に大きな役割を果たすが、中小企業が成長するにはまだ障害がある。主な障害は、財政支援の欠如、地方機関からの支援の欠如、および、国内の投資家における起業家精神の欠如である。政府は、これらの問題に注目し、ラオスにおける中小企業の成長を支援するための法律として、中小企業促進法を定めている。

この中小企業促進法では、中小企業における知財活用の促進についても触れられており、以下に紹介する。

(1) 中小企業の要件

ラオスにおける中小企業は、次のように規定されている（中小企業のカテゴリに関する省令第5条および第6条）。

小規模企業	中規模企業
<p>製造業の小規模企業</p> <ul style="list-style-type: none"> 20億キープ以下の年間売上高 (約 233,620 米ドル); 6人から50人の従業員 10億キープ以下の資産価格 (約 116,810 米ドル) 	<p>製造業の中規模企業</p> <ul style="list-style-type: none"> 40億キープ以下の年間売上高 (約 467,241 米ドル) 51人から99人の従業員 40億キープ以下の資産価格 (約 467,241 米ドル)
<p>小売業の小規模企業</p> <ul style="list-style-type: none"> 30億キープ以下の年間売上高 (約 350,431 米ドル) 6人から50人の従業員 10億キープ以下の資産価格 (約 116,810 米ドル) 	<p>小売業の中規模企業</p> <ul style="list-style-type: none"> 60億キープ以下の年間売上高 (約 700,862 米ドル) 51人から99人の従業員 40億キープ以下の資産価格 (約 467,241 米ドル)

<p>サービス業の小規模企業</p> <ul style="list-style-type: none"> 15 億キープ以下の年間売上高 (約 175,215 米ドル) 6 人から 50 人の従業員 15 億キープ以下の資産価格 (約 175,215 米ドル) 	<p>サービス業の中規模企業</p> <ul style="list-style-type: none"> 40 億キープ以下の年間売上高 (約 467,241 米ドル) 51 人から 99 人の従業員 60 億キープ以下の資産価格 (約 700,862 米ドル)
--	---

(2) 中小企業促進法における知財活用の促進規定

中小企業促進法において、政府は、中小企業の知的財産の保護や活用を促進するための措置を講じる旨規定している（同法第 25 条）。一方、現時点で、その具体的な内容については公表されておらず、今後の進展が期待される。

■ ソース

- 2016 年改正投資奨励法(Law on Investment Promotion No. 14/NA, dated December 17, 2016)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/la/invest_03/la8C010_kaiseitoushisyorei.pdf
- 中小企業促進法(Law on the Promotion of Small and Medium Sized Enterprises No. 11/NA, dated December 21, 2011)
<https://www.laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/Law%20on%20the%20%20Promotion%20of%20%20Small%20and%20M%20edium%20Sized%20Enterprises.pdf>
- 中小企業の分類に関する省令(Decree on Division of Small and Medium Sized Enterprises No. 25/GOL, dated January 16, 2017)
<https://www.laoofficialgazette.gov.la/kcfinder/upload/files/%E0%B A%94%E0%BA%B3%E0%BA%A5%E0%BA%B1%E0%BA%94%20%E0%BA%A7%E0%BB%88%E0%BA%B2%E0%BA%94%E0%B B%89%E0%BA%A7%E0%BA%8D%E0%BA%81%E0%BA%B2%E>

0%BA%99%E0%BA%88%E0%BA%B1%E0%BA%94%E0%BB%81
%E0%BA%9A%E0%BB%88%E0%BA%87%E0%BA%82%E0%BA
%B0%E0%BB%9C%E0%BA%B2%E0%BA%94%E0%BA%A7%E0
%BA%B4%E0%BA%AA%E0%BA%B2%E0%BA%AB%E0%BA%B0
%E0%BA%81%E0%BA%B4%E0%BA%94%E0%BA%82%E0%BA
%B0%E0%BB%9C%E0%BA%B2%E0%BA%94%E0%BA%99%E0
%BB%89%E0%BA%AD%E0%BA%8D%20%E0%BB%81%E0%BA
%A5%E0%BA%B0%20%E0%BA%81%E0%BA%B2%E0%BA%87.
pdf

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)